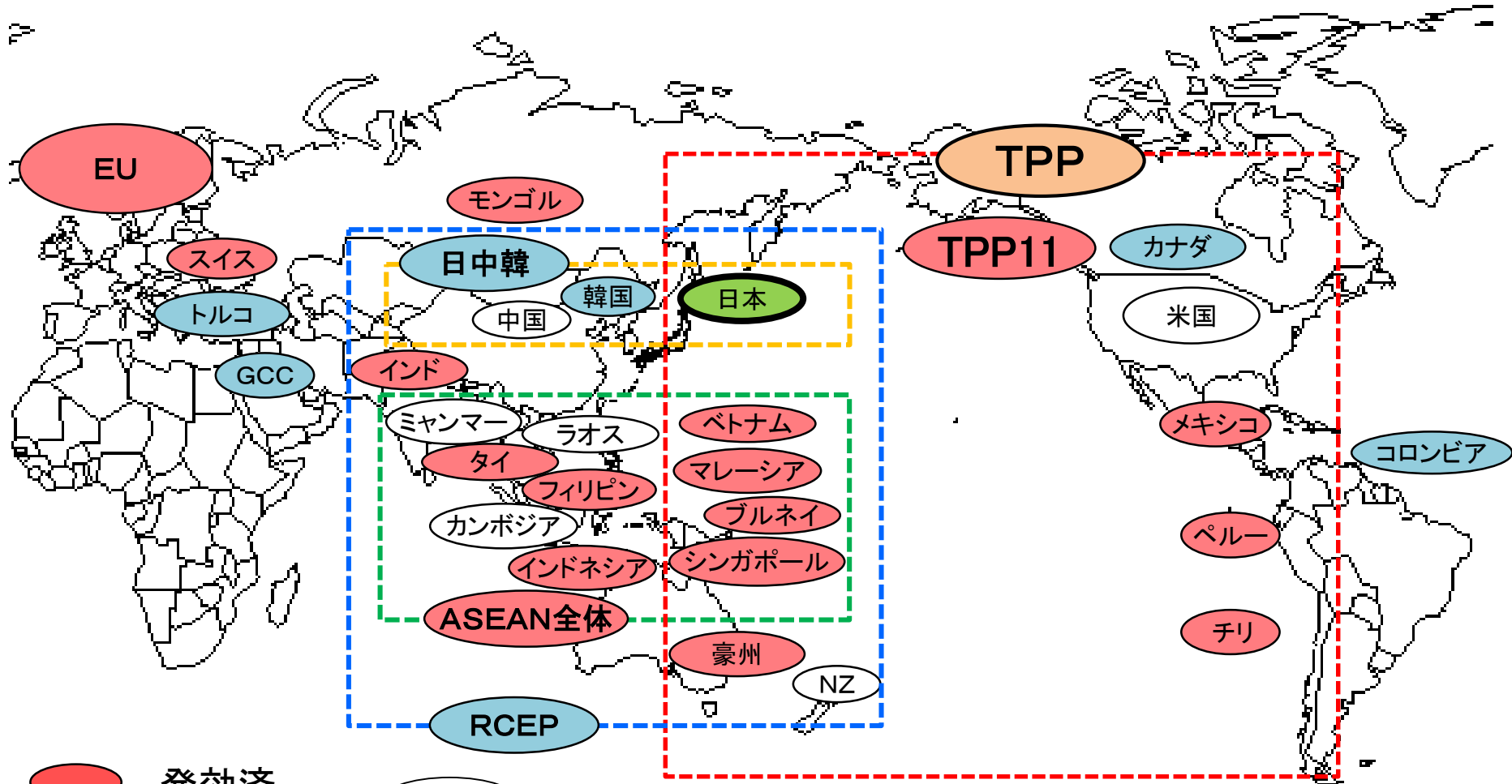


- アジアを中心に、これまで18のEPA/FTAが発効済または署名済。
- 現在、RCEP、日中韓FTA、日トルコEPA等の交渉が継続中。



- 発効済
- 署名済
- 大枠合意
- 交渉中

(2020年3月現在)

- TPP TPP署名国: シンガポール、NZ、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本
- RCEP RCEP: 東アジア地域包括的経済連携
ASEAN10ヶ国にEPA/FTAを有する日中韓印豪NZ6ヶ国が交渉に参加する広域経済連携
- ASEAN ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの10ヶ国
- GCC 湾岸協力理事会
加盟国: バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦

アジアを中心に、これまで18のEPA/FTAが発効済又は署名済。

◆:交渉 ☆:署名 ★:発効 △:改正議定書署名 ▲:改正議定書発効

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
シンガポール	★(1月)	★(11月)					△(3月) ▲(9月)													
メキシコ		◆(11月~)		★(9月)	★(4月)						△(9月) ▲(4月)									
マレーシア			◆(1月~)		★(12月) ★(7月)															
チリ					◆(2月~)	★(3月) ★(9月)														
タイ			◆(2月~)			★(4月) ★(11月)														
インドネシア					◆(7月~)	★(8月)	★(7月)													
ブルネイ					◆(6月~)	★(6月)	★(7月)													
ASEAN全体 (AJCEP) (注)	《物品貿易等》			◆(6月~)		★(4月)	★(12月)			《サービス・投資》		◆(10月~)						△(3月)	▲(8月)	
フィリピン			◆(2月~)		★(9月)		★(12月)													
スイス						◆(5月~)	★(2月) ★(9月)													
ベトナム						◆(1月~)	★(12月) ★(10月)													
インド						◆(1月~)				★(2月) ★(8月)										
ペルー								◆(5月~)		★(5月)	★(3月)									
豪州					◆(4月~)								★(7月) ★(1月)							
モンゴル											◆(6月~)		★(2月)	★(6月)						
TPP12												◆(7月~)		★(2月)						
TPP11																	◆(5月~)	★(3月)	★(12月)	
EU												◆(4月~)						★(7月)	★(2月)	

(注) ASEAN全体とのEPAは、物品貿易等について、2008年12月に日本とシンガポール、ラオス、ベトナム及びミャンマーとの間で発効し、その後2018年3月までに全てのASEAN国との間で発効済。

サービス・投資については、2019年3月に署名手続完了。2020年8月1日から、自国内手続を完了した日本とシンガポール、ラオス、ベトナム、ミャンマー及びタイとの間で発効。

【TPP11協定・農林水産物の輸入】重要5品目を中心に国家貿易制度や枠外税率の維持、関税割当てやセーフガードの創設、長期の関税削減期間の確保等の有効な措置を獲得。

○主な品目の合意内容(輸入)

品目	合意内容
米	<ul style="list-style-type: none"> • 現行の<u>国家貿易制度を維持</u>するとともに、<u>枠外税率(341円/kg)を維持</u>。 • その上で、既存のWTO枠(77万玄米^ト)の外に、豪州に対して、<u>SBS方式の国別枠を設定</u>。 豪州：0.6万実^ト（当初3年維持）→ 0.84万実^ト（13年目以降）
小麦	<ul style="list-style-type: none"> • 現行の<u>国家貿易制度を維持</u>するとともに、<u>枠外税率(55円/kg)を維持</u>。 • 既存のWTO枠に加え、カナダ(5.3万t(7年目以降))、豪州(5万t(同))に<u>SBS方式の国別枠を設定</u>。 • <u>マークアップを9年目までに45%削減</u>。
粗糖・精製糖等	<ul style="list-style-type: none"> • 現行の<u>糖価調整制度を維持</u>。 • 高糖度(糖度98.5度以上99.3度未満)の精製用原料糖に限り、<u>関税を無税とし、調整金を少額削減</u>。 • <u>新商品開発用の試験輸入に限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入(粗糖・精製糖で500トン)を認める</u>。
牛肉	<ul style="list-style-type: none"> • 16年目に最終税率を9%とし、<u>関税撤廃を回避</u>(主要国等の近年のFTAでは類例を見ない「<u>関税撤廃の例外</u>」を獲得)。 • 16年目までという<u>長期の関税削減期間を確保</u>。 • 輸入急増に対する<u>セーフガードを措置</u>(関税が9%となる16年目以降、4年間連続で発動されない場合にはセーフガードは終了)。
豚肉	<ul style="list-style-type: none"> • <u>差額関税制度を維持</u>するとともに、<u>分岐点価格(524円/kg)を維持</u>。 • <u>長期の関税削減期間(9年)を確保</u>(従量税50円/kgは近年の平均課税額23円/kgの約2倍に相当し、従価税(4.3%)は撤廃)。 • 11年目までの間、輸入急増に対する<u>セーフガードを措置</u>。
脱脂粉乳 バター	<ul style="list-style-type: none"> • <u>枠外税率の関税削減・撤廃は行わず、現行の国家貿易制度を維持</u>するとともに、<u>国家貿易でないTPP枠を設定</u>。(生乳換算で6万t(当初)→ 7万t(6年目以降)) (最近の追加輸入量の範囲内で設定)

【TPP11協定・農林水産物の輸出】牛肉、水産物など、我が国の農林水産物・食品の輸出関心の高い品目の全てで関税撤廃を獲得。他のTPP11諸国4億人の市場に向けた我が国農林水産物の輸出促進に向けた環境を整備。

○主な品目の合意内容(輸出)

品目	国	市場アクセス	
		基準税率	合意内容(TPP11税率)
牛肉	カナダ	26.5%	6年目撤廃
	メキシコ	20～25%	10年目撤廃
ブリ・サバ・サンマ	ベトナム	18%	即時撤廃
なし	カナダ	無税又は2.81セント/kg(ただし10.5%以上)	即時撤廃
緑茶	ベトナム	40%	4年目撤廃
チョコレート	ベトナム	13～25%	5～7年目撤廃
切り花	カナダ	無税～16%	即時撤廃

**【日EU・EPA協定・農林水産物の輸入】米について関税削減・撤廃等からの「除外」の確保、
麦・乳製品の国家貿易制度等の維持、関税割当てやセーフガード等の有効な措置を獲得。**

○ 主な品目の合意内容(輸入)

品目	合意内容
米	<ul style="list-style-type: none"> 関税削減・撤廃等からの「除外」を確保。
麦	<ul style="list-style-type: none"> 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率(小麦：55円/kg、大麦：39円/kg)を維持。 ごく少量の関税割当て枠(小麦：200t → 270t (7年目)、大麦：30t (即時))を設定(国家貿易・SBS方式)。
粗糖・精製糖等	<ul style="list-style-type: none"> 現行の糖価調整制度を維持。 新商品開発用の試験輸入に限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入(粗糖・精製糖で500トン)を認める。
豚肉	<ul style="list-style-type: none"> 差額関税制度を維持(分岐点価格(524円/kg)を維持)。 長期の関税削減期間(9年)を確保(従量税50円/kgは近年の平均課税額23円/kgの約2倍に相当し、従価税(4.3%)は撤廃)。 11年目までの間、輸入急増に対するセーフガードを措置。
牛肉	<ul style="list-style-type: none"> 関税削減で16年目に9%とし、輸入急増に対するセーフガードを確保。
脱脂粉乳・バター等	<ul style="list-style-type: none"> 脱脂粉乳・バター等について国家貿易を維持した上で、民間貿易による関税割当て枠を設定。数量は、最近の追加輸入量の範囲内(12,857t → 15,000t (6年目、生乳換算))。

品目	合意内容
チーズ	<ul style="list-style-type: none"> ソフト系チーズについては、TPPで関税撤廃や関税削減となったものも含めた、横断的な関税割当て(枠内税率は段階的に引き下げ、16年目に無税)とし、枠数量は、国内消費の動向を考慮し、国産の生産拡大と両立できる範囲に留めた(20,000トン(初年度)→31,000t(16年目))。 <ul style="list-style-type: none"> TPPでの合意内容 シュレッドチーズ、おろし・粉チーズ(プロセスチーズ)：関税撤廃 熟成ソフトチーズ(カマンベール等)：関税維持 一部のフレッシュチーズ(モッツアレラ等)：関税維持 ブルーチーズ：関税削減 プロセスチーズ：関税割当て 主に原材料として使われる熟成ハード系チーズ(チェダー、ゴーダ等)やクリームチーズ(乳脂肪45%未満)等については、TPPと同様、関税撤廃するものの、長期の撤廃期間を確保(段階的に16年目に撤廃)。 <p>EUとの合意内容 横断的な関税割当て</p>
パスタ、チョコレート菓子等の加工品	<ul style="list-style-type: none"> パスタ(マカロニ、スパゲッティ)、チョコレート菓子等の加工品については関税撤廃するものの、長期の撤廃期間を確保(パスタ、チョコレート菓子、キャンディーは11年目、ビスケットは6~11年目に、それぞれ段階的に撤廃)。
林産物	<ul style="list-style-type: none"> 構造用集成材、SPF製材等の林産物10品目については、関税撤廃するものの、即時撤廃を回避し、一定の撤廃期間を確保(段階的に8年目に撤廃)。
酒類	<ul style="list-style-type: none"> ワイン(ボトルワイン：67-125円/L、スパークリングワイン：182円/L)は即時関税撤廃。 清酒(70.4円/L)・焼酎(16%)は11年目に関税撤廃。

【日EU・EPA協定・農林水産物の輸出】牛肉、緑茶、水産物などの輸出関心の高い品目を
 含め、ほぼ全ての品目で関税撤廃を獲得(ほとんどが即時撤廃)。EU5.1億人の市場に向
 けた我が国農林水産物の輸出促進に向けた環境を整備。

○主な品目の合意内容(輸出)

品目	基準税率	合意内容	
水産物	無税～26%	即時撤廃 ・ほたて貝 (段階的に8年目に撤廃) ・アイスクリーム (段階的に6年目までに70%削減) ・ココア粉 (段階的に8年目までに25%削減) 等を除く。	
醤油等調味料	7.7% (醤油)		
緑茶	無税～3.2%		
牛肉	12.8% + 141.4～304.1€/100kg		
花き	6.5%又は8.3% (植木・盆栽・鉢もの) 8.5%又は10% (切り花)		
青果物	12.8% (かんきつ (ゆず等))、 9.5€/100kg (ながいも)		
林産物	無税～10%		
豚肉※	46.7～86.9€/100kg		
鶏肉	6.4%、18.7～102.4€/100kg		
鶏卵(粉卵等含む)	16.7～142.3€/100kg		
牛乳・ 乳製品	118.8€/100kg 等 (脱脂粉乳) 、 189.6€/100kg 等 (バター)		
酒類	0.154€/L (ボトルワイン) 0.32€/L (スパークリングワイン) 0.077€/L (清酒)		アルコール度数により異なる。 14%の場合を例示

(注) ※は、2020年8月現在、輸出解禁に向け協議中の品目

(注) 「基準税率」は、2017年1月1日時点の税率。

【日米貿易協定※・農林水産物の輸入】米について、関税削減・撤廃等からの「除外」を獲得。脱脂粉乳・バターなど、TPPでTPPワイドの関税割当枠が設定された33品目について、新たな米国枠は設けず。全ての農林水産品の日本側の関税について、TPPの範囲内に抑制。

※ 2020年1月1日発効

○主な品目の合意内容(輸入)

品目	合意内容
米	<ul style="list-style-type: none"> 米粒(粳、玄米、精米、碎米)のほか、調製品を含め、全て除外(米国枠も設けない)。
小麦	<ul style="list-style-type: none"> 現行の国家貿易制度を維持するとともに、<u>枠外税率(55円/kg)を維持。</u> <u>TPPと同内容でマークアップを削減。</u> <u>TPPと同内容の米国枠を設定。</u>
牛肉	<ul style="list-style-type: none"> <u>TPPと同内容で9%まで関税削減し、セーフガード付きで長期の関税削減期間を確保。</u> <u>2023年度以降については、TPP11協定が修正されていれば、米国とTPP11発効国からの輸入を含むTPP全体の発動基準に移行する方向で協議することに日米間で合意。</u> <u>セーフガード発動基準数量は、2020年度24.2万トン(2018年度の米国からの輸入実績25.5万トンを下回る)。以後、TPPの発動基準数量と同様に増加し、2033年度29.3万トン。</u>
豚肉	<ul style="list-style-type: none"> <u>TPPと同内容で差額関税制度と分岐点価格(524円/kg)を維持し、セーフガード付きで長期の関税削減期間を確保。</u> <u>従量税部分のセーフガードは、米国とTPP11発効国からの輸入を含むTPP全体の発動基準数量とし、2022年度9.0万トン、以後、TPPの発動基準数量と同様に増加し、2027年度15.0万トン。</u>
脱脂粉乳 バター	<ul style="list-style-type: none"> TPPではTPPワイド枠が設けられたが、<u>新たな米国枠は設けない。</u>
ホエイ	<ul style="list-style-type: none"> <u>TPPと同内容で、脱脂粉乳と競合する可能性の高いホエイ(たんぱく質含有量25-45%、25%未満)についてセーフガード付きで長期の関税削減期間を確保。</u>
チーズ	<ul style="list-style-type: none"> <u>TPPと同内容。</u> TPPではシュレッドチーズ原料用フレッシュチーズについてTPPワイド枠が設けられたが、<u>新たな米国枠は設けない。</u>

【日米貿易協定※1・農林水産物の輸出】米国向けの牛肉について、**低関税による輸出枠65,005トン※2へのアクセスを確保**。このほか、我が国の輸出関心が高い42品目（醤油、ながいも、切り花、柿等）の**関税削減・撤廃を獲得**。

※1 2020年1月1日発効

※2 従来の日本枠200トンと複数国枠64,805トンを合わせたもの

○主な品目の合意内容（輸出）

品目名	基準税率	日米合意内容	輸出実績 (2017-19平均)
醤油	3%	段階的に5年目に撤廃	1,589万ドル
菓子類	2%～12.2%	段階的に2～10年目に撤廃、 段階的に3～5年目に50%削減	1,220万ドル
ながいも (冷蔵)	6.4%	段階的に3年目に50%削減	723万ドル
切り花	3.2%～6.4%	段階的に2年目に撤廃、 段階的に2年目に50%削減	225万ドル
緑茶 (フレーバー付き)	6.4%	段階的に3年目に50%削減	91万ドル
盆栽等	1.4%～4.8%	即時撤廃、 段階的に2年目に撤廃	44万ドル
柿	2.2%	即時撤廃	2万ドル
メロン	1.6%～28%	即時撤廃、即時に50%削減、 段階的に3～5年目に50%削減	0.2万ドル

注:「基準税率」は2019年1月1日時点の税率。

○ 農林漁業者の不安を受け止め、安心して再生産に取り組めるよう、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、万全の対策を実施。

総合的なTPP等関連政策大綱（平成27年11月25日決定、平成29年11月24日・令和元年12月5日改訂）

体質強化対策（強い農林水産業の構築）

○次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成

- ・幅広い世代の新規就業者の就農準備、地域の受入体制充実に支援
- ・農地の大区画化、中山間地域における基盤整備と生産・販売等の施設整備等を総合的に支援

○高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

- ・司令塔組織の創設による輸出環境の整備
- ・グローバル産地づくりや海外での需要拡大・商流構築に向けた取組を支援

○国際競争力のある産地イノベーションの促進

- ・スマート農業の実装加速化、高性能な機械・施設の導入や栽培体系への転換を総合的に支援
- ・加工・業務用等の新市場獲得のための拠点整備、産地の生産基盤の強化・継承、土作り等を支援

○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

- ・肉用牛・酪農の増頭・増産に向けた増頭奨励金交付、公共牧場等での繁殖雌牛導入や施設整備、和牛受精卵の増産・利用の促進
- ・増頭・増産を支える環境整備に向けた畜産クラスターの要件見直し、経営資源の継承、家畜排せつ物処理の円滑化と土作りの支援
- ・国産チーズの競争力強化、家畜市場・食肉処理施設の再編整備、自給飼料の増産等を支援

○合板・製材・構造用集成材等の木材製品の国際競争力の強化

- ・林業経営を集積・集約化する地域に対する路網整備や高性能林業機械の導入等を集中的に支援
- ・大規模化・高効率化・低コスト化を図るための木材加工流通施設の整備、工場間連携や他品目への転換、木材製品の消費拡大等を支援

○持続可能な収益性の高い操業体制への転換

- ・中核的漁業者に対するリース方式による漁船導入、生産性向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入を支援
- ・競争力強化のために必要となる共同利用施設の整備、産地市場の統廃合の推進に必要な施設整備等を支援

<参考：TPP等対策予算>

令和元年度補正予算 3,250億円

（平成27年度補正予算3,122億円

平成28年度補正予算3,453億円

平成29年度補正予算3,170億円

平成30年度補正予算3,188億円）

平成27年度補正予算から

令和元年度補正予算までの合計額

1兆6,184億円

等

経営安定対策（経営安定・安定供給のための備え）

<米>

- ・国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買入れ

<麦>

- ・国産麦の安定供給を図るため、引き続き、経営所得安定対策を着実に実施
- ・パスタ・菓子等の原料となる小麦のマークアップの実質的撤廃・引下げ

<牛肉・豚肉>

- ・牛・豚マルキンの法制化と補填率の引上げ（8割→9割）。豚マルキンの国庫負担水準の引上げ（国1:生産者1→国3:生産者1）。
- ・肉用子牛保証基準価格を現在の経営の実情に即したものに引き直し

<乳製品>

- ・牛・豚マルキンの法制化と補填率の引上げ（8割→9割）。豚マルキンの国庫負担水準の引上げ（国1:生産者1→国3:生産者1）。
- ・新たな加工原料乳生産者補給金制度を着実に実施

<甘味資源作物>

- ・加糖調製品を調整金の対象に追加

- 対GDP比でみた農林水産業総生産の割合は、他の欧米諸国と同程度。
- 国土面積に占める農用地面積の割合や平均経営面積は、欧米諸国と比べて低い水準。

○ 農業の経済的位置付けに関する国際比較

	日本	米国	EU(28)				豪州	中国	韓国
				仏	独	英			
農林水産業総生産 (億米ドル)	564	1,665	3,084	451	304	180	373	10,208	314
対GDP比 (%)	1.1	0.8	1.6	1.6	0.8	0.6	2.6	7.5	1.8
国家予算に占める 農業関係予算の割合 (%)	1.8	0.8	-	4.6	2.0	0.5	0.5	9.5	4.6
農林漁業就業者数 (万人)	229	215	914	68	51	35	32	19,444	132
対全産業就業者数比 (%)	3.4	1.3	3.9	2.4	1.2	1.0	2.6	25.4	4.9
農用地面積 (万ha)	444	40,555	18,165	2,870	1,669	1,747	37,184	52,853	168
国土面積に占める 割合 (%)	11.6	41.3	41.1	52.2	46.3	72.3	48.1	55.1	17.0
農業経営体数 (万戸)	119	204	1,047	46	28	19	9	18,890	101
平均経営面積 (ha/戸)	3.0	178.5	16.6	60.9	60.5	90.1	4,421.9	0.7	1.6

資料：FAOSTAT、国連統計、ILOSTAT、総務省「労働力調査」、農林水産省大臣官房統計部「農業構造動態調査」、国際部資料。

注：中国は、香港、マカオ及び台湾を除く。